

資料13

平成17年度 期中の評価個表

平成17年度 期中の評価実施地区一覧表

2 緑資源機構事業
(1) 水源林造成事業

林野庁 森林整備部 整備課

整理番号	事業名	事業実施地区名	事業実施主体	契約件数	植栽面積	実施方針
1	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和40年度契約地	独立行政法人緑資源機構	51	4,188	計画変更
2	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和45年度契約地	独立行政法人緑資源機構	84	4,883	計画変更
3	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和50年度契約地	独立行政法人緑資源機構	20	486	計画変更
4	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和55年度契約地	独立行政法人緑資源機構	64	2,078	継続
5	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和60年度契約地	独立行政法人緑資源機構	35	1,039	継続
6	水源林造成事業	東北北海道整備局 平成2年度契約地	独立行政法人緑資源機構	44	744	継続
7	水源林造成事業	東北北海道整備局 平成7年度契約地	独立行政法人緑資源機構	61	1,162	継続
8	水源林造成事業	東北北海道整備局 平成12年度契約地	独立行政法人緑資源機構	35	757	継続
9	水源林造成事業	関東整備局 昭和40年度契約地	独立行政法人緑資源機構	86	3,504	計画変更
10	水源林造成事業	関東整備局 昭和45年度契約地	独立行政法人緑資源機構	83	2,145	計画変更
11	水源林造成事業	関東整備局 昭和50年度契約地	独立行政法人緑資源機構	30	572	計画変更
12	水源林造成事業	関東整備局 昭和55年度契約地	独立行政法人緑資源機構	37	711	継続
13	水源林造成事業	関東整備局 昭和60年度契約地	独立行政法人緑資源機構	23	360	計画変更
14	水源林造成事業	関東整備局 平成2年度契約地	独立行政法人緑資源機構	38	446	計画変更
15	水源林造成事業	関東整備局 平成7年度契約地	独立行政法人緑資源機構	67	467	継続
16	水源林造成事業	関東整備局 平成12年度契約地	独立行政法人緑資源機構	54	336	継続
17	水源林造成事業	中部整備局 昭和40年度契約地	独立行政法人緑資源機構	41	1,549	計画変更
18	水源林造成事業	中部整備局 昭和45年度契約地	独立行政法人緑資源機構	54	2,073	計画変更
19	水源林造成事業	中部整備局 昭和50年度契約地	独立行政法人緑資源機構	52	1,361	計画変更
20	水源林造成事業	中部整備局 昭和55年度契約地	独立行政法人緑資源機構	65	1,295	継続
21	水源林造成事業	中部整備局 昭和60年度契約地	独立行政法人緑資源機構	23	355	継続
22	水源林造成事業	中部整備局 平成2年度契約地	独立行政法人緑資源機構	54	1,025	計画変更
23	水源林造成事業	中部整備局 平成7年度契約地	独立行政法人緑資源機構	43	477	計画変更
24	水源林造成事業	中部整備局 平成12年度契約地	独立行政法人緑資源機構	47	492	継続
25	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和40年度契約地	独立行政法人緑資源機構	60	3,386	計画変更
26	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和45年度契約地	独立行政法人緑資源機構	69	2,043	計画変更
27	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和50年度契約地	独立行政法人緑資源機構	38	1,269	計画変更
28	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和55年度契約地	独立行政法人緑資源機構	65	1,399	継続
29	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和60年度契約地	独立行政法人緑資源機構	24	549	継続
30	水源林造成事業	近畿北陸整備局 平成2年度契約地	独立行政法人緑資源機構	48	868	継続
31	水源林造成事業	近畿北陸整備局 平成7年度契約地	独立行政法人緑資源機構	75	951	継続
32	水源林造成事業	近畿北陸整備局 平成12年度契約地	独立行政法人緑資源機構	69	688	継続
33	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和40年度契約地	独立行政法人緑資源機構	240	7,261	継続
34	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和45年度契約地	独立行政法人緑資源機構	114	2,630	継続
35	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和50年度契約地	独立行政法人緑資源機構	70	1,398	継続
36	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和55年度契約地	独立行政法人緑資源機構	103	2,161	継続
37	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和60年度契約地	独立行政法人緑資源機構	59	835	継続
38	水源林造成事業	中国四国整備局 平成2年度契約地	独立行政法人緑資源機構	87	1,235	継続
39	水源林造成事業	中国四国整備局 平成7年度契約地	独立行政法人緑資源機構	157	1,732	継続
40	水源林造成事業	中国四国整備局 平成12年度契約地	独立行政法人緑資源機構	162	1,588	継続
41	水源林造成事業	九州整備局 昭和40年度契約地	独立行政法人緑資源機構	95	3,585	継続
42	水源林造成事業	九州整備局 昭和45年度契約地	独立行政法人緑資源機構	104	2,706	継続
43	水源林造成事業	九州整備局 昭和50年度契約地	独立行政法人緑資源機構	56	960	継続
44	水源林造成事業	九州整備局 昭和55年度契約地	独立行政法人緑資源機構	67	877	継続
45	水源林造成事業	九州整備局 昭和60年度契約地	独立行政法人緑資源機構	44	437	継続
46	水源林造成事業	九州整備局 平成2年度契約地	独立行政法人緑資源機構	69	612	継続
47	水源林造成事業	九州整備局 平成7年度契約地	独立行政法人緑資源機構	110	1,187	継続
48	水源林造成事業	九州整備局 平成12年度契約地	独立行政法人緑資源機構	109	875	継続

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S40～H62（最長85年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和40年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 51件、植栽面積 4,188ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 123,669 百万円 総費用 (C) 66,074 百万円 分析結果 (B/C) 1.87		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、昭和45年から平成2年にかけて減少したものの、現在なお1万3千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ35.7年生で樹高14.0m、胸高直径20.6cm、1ha当たり材積252m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の12%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、44%が十勝川水系仙美里ダム、北上川水系湯田ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置しており、21%が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
⑤ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S45～H77（最長95年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和45年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 84件、植栽面積 4,883ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 125,395 百万円 総費用 (C) 61,961 百万円 分析結果 (B/C) 2.02		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、昭和55年から平成2年にかけて減少したものの、現在なお2万ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ32.8年生で樹高12.7m、胸高直径18.2cm、1ha当たり材積221m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の14%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、33%が石狩川水系小沢ダム、岩木川水系浅瀬石川ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置しており、25%が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
⑤ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適切と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S50～H72（最長85年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和50年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業、契約件数 20件、植栽面積 486ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 11,535 百万円 総費用 (C) 4,996 百万円 分析結果 (B/C) 2.31		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、昭和55年から平成2年にかけて減少したものの、現在なお9千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は平成2年から平成12年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約13%を占めるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ28.4年生で樹高14.1m、胸高直径19.6cm、1ha当たり材積269m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の12%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、35%が最上川水系綱木川ダム及び白川ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置しており、22%が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
⑤ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</p>		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S55～H77（最長85年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和55年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 64件、植栽面積 2,078ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 38,056 百万円 総費用 (C) 17,400 百万円 分析結果 (B/C) 2.19		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、昭和55年以降減少傾向にあるものの、現在なお1万3千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ23.3年生で樹高11.3m、胸高直径15.7cm、1ha当たり材積196m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の7%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、15%が胆振幌別川水系幌別ダム、北上川水系鳴子ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、60%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S60～H82（最長85年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 昭和60年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分取造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 35件、植栽面積 1,039ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 14,977 百万円 総費用 (C) 6,956 百万円 分析結果 (B/C) 2.15		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、昭和55年から平成2年にかけて減少したものの、現在なお7千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、補植・改植を実施したことや雑草木の繁茂が著しかったため2回刈を実施したことにより下刈の平均実施回数が9.0回、除伐の平均実施回数が0.9回となっており、枝打はスギ・ヒノギを対象に、191ha実施している。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、12%が朝里川水系朝里ダム、石狩川水系金山ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、38%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H2～H72（最長70年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 平成2年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分取造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 44件、植栽面積 744ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 8,814 百万円 総費用 (C) 4,069 百万円 分析結果 (B/C) 2.17		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、昭和55年から平成2年にかけて減少したものの、現在なお1万2千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は平成2年から平成12年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約18%を占めるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、補植を実施したことや雑草木の繁茂が著しかったため2回刈を実施したことにより下刈の平均実施回数が8.4回、除伐の平均実施回数が0.5回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に12ha実施している。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、15%が十勝川水系仙美里ダム、北上川水系四十四田ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、49%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林より良い生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H7～H102（最長95年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 平成7年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 61件、植栽面積 1,162ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 11,141 百万円 総費用 (C) 5,620 百万円 分析結果 (B/C) 1.98		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、減少傾向にあるものの、現在なお1万4千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は減少傾向にあるものの、依然として私有林面積の約17%を占めるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下刈の平均実施回数が7.4回となっており、現在、下刈を毎年度実施中である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、34%が石狩川水系当麻ダム、北上川水系花山ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、28%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後、下刈の実施に当たっては、良好な生育が見込めない区域等を除外し、除伐の実施に当たっては、適期実施に努めるとともに、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H12～H102（最長90年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局 平成12年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 35件、植栽面積 757ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 6,046 百万円 総費用 (C) 2,950 百万円 分析結果 (B/C) 2.05		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は減少傾向にあるものの、依然として私有林面積の約2割以上を占めるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、現在、下刈を毎年度実施中である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、16%が北上川水系栗駒ダム、最上川水系上郷ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、38%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後、下刈の実施に当たっては、良好な生育が見込めない区域等を除外し、除伐の実施に当たっては、適期実施に努めるとともに、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S40～H67（最長90年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和40年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分取造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 86件、植栽面積 3,504ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 140,361 百万円 総費用 (C) 58,353 百万円 分析結果 (B/C) 2.41		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ35.0年生で樹高15.6m、胸高直径21.2cm、1ha当たり材積308m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の23%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、55%が阿賀野川水系大川ダム、利根川水系下久保ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置しており、38%が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
⑤ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分取造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、寒害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、寒害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S45～H77（最長95年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和45年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 83件、植栽面積 2,145ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 67,717 百万円 総費用 (C) 29,466 百万円 分析結果 (B/C) 2.30		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における私有林の未立木地面積は、平成2年から平成12年にかけて減少したものの、現在なお4万3千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ32.5年生で樹高14.0m、胸高直径18.9cm、1ha当たり材積261m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の15%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、48%が阿賀野川水系旭ダム、利根川水系蘆原ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置しており、28%が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
⑤ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林より生育が遅れているが、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、寒害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、寒害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S50～H67（最長80年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和50年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 30件、植栽面積 572ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 14,599 百万円 総費用 (C) 6,321 百万円 分析結果 (B/C) 2.31		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は、平成2年から平成12年にかけて減少したものの、現在なお1万9千ヘクタール程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ27.7年生で樹高12.0m、胸高直径16.7cm、1ha当たり材積214m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の11%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、53%が信濃川水系広神ダム、相模川水系相模ダム、等のダムに係る流域(集水区域)内に位置しており、29%が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
⑤ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、寒害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、寒害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S55～H62（最長70年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和55年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分取造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 37件、植栽面積 711ha。
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 15,696 百万円 総費用 (C) 6,643 百万円 分析結果 (B/C) 2.36
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ23.4年生で樹高12.7m、胸高直径16.7cm、1ha当たり材積229m ³ となっている。 広葉樹林化した林分の占める割合は、全体の8%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、25%が相模川水系相模ダム、天竜川水系水窪ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置しており、66%が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。
⑤ 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S60～H77（最長80年間）
事業実施地区名	関東整備局 昭和60年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分取造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 23件、植栽面積 360ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 6,336 百万円 総費用 (C) 2,643 百万円 分析結果 (B/C) 2.40		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、補植・改植を実施したことや雑草木の繁茂が著しかったため2回刈を実施したことにより下刈の平均実施回数が8.1回、除伐の平均実施回数が1.0回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に160ha実施している。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、15%が国府川水系新保川ダム、利根川水系三河沢ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、51%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分取造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化した一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化した一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</p>		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H2～H82（最長80年間）
事業実施地区名	関東整備局 平成2年度契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 38件、植栽面積 446ha。		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益 (B) 6,414 百万円 総費用 (C) 2,724 百万円 分析結果 (B/C) 2.35		
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村における民有林の未立木地面積は増加傾向にあり、引き続き森林造成が必要である。 また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあるとともに、担い手となる後継者の不足も重なり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。		
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、補植・改植を実施したことや雑草木の繁茂が著しかったため2回刈を実施したことにより下刈の平均実施回数が7.7回、除伐の平均実施回数が0.5回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に49ha実施している。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。		
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち、18%が阿賀野川水系新郷ダム、利根川水系五十里ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、49%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。		
⑦ 代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化したつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化したつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		